

8月1日

東京地検が

福島原発事故の

告発状を受理!!

2012年8月2日 広瀬隆

そして同日、8月1日
福島地検と金沢地検が
福島原発事故の
業務上過失致死傷容疑での
告訴状を
受理しました↓



2012年(平成24年)

8月2日

木曜日

原発事故 告訴を受理

検察 東電前会長らを捜査

東京電力福島第一原発の事故をめぐる、福島、東京、金沢の各地検は1日、東電幹部や政府関係者に対する業務上過失致死傷容疑などでの告訴・告発をそれぞれ受理し、発表した。これにより、過去に例のない原発事故において、刑事責任を問えるかどうかの捜査が始まる。ただ、刑事立件には困難が予想される。

▼38面||被災者ら解明期待

検察当局はこれまで、事故調査への影響などを考慮して受理を保留してきた。先月23日に政府の事故調査・検証委員会の最終報告が出たことで、国会や民間など四つの事故調の報告が出そろい、捜査が可能になったと判断した。

福島地検は、事故当時、

福島県内に住んでいた住民1324人による集団での告訴・告発を受理した。対象は、東電側が勝俣恒久前会長をはじめ経営陣と安全対策の責任者ら15人。地震や津波の危険が指摘されていたのに安全対策を取らなかったと主張している。

政府側は経済産業省原子

力安全・保安院の寺坂信昭前院長や原子力安全委員会の班目春樹委員長、原子力委員会の近藤駿介委員長ら18人が対象。安全対策を怠ったほか、避難に関する情報を適切に公表しなかったことで住民の被曝を招いた、などと訴えている。

東京地検は計4事件の告訴を受理した。このうち、都内のルポライターらによる告発の対象者は、勝俣前会長や班目委員長ら26人。地震や津波の危険性を踏まえた対策をとる義務を怠った、などと主張している。

各地検は今後、最高検と協議しながら捜査態勢や分担を検討する。

東京地検の告発状の
「被告」にあたる被告発人
として、現在最大の問題と
なっている原子力規制委
員会委員長「候補」の
田中俊一を、犯罪者として
追加告発します!!

したがって、この犯罪人
事を決断した野田佳彦政
権と細野豪志らが、これか
らは重大犯罪の共謀者と
して指弾されることになる。

田中俊一は、ただちに、
委員長就任を辞退したほ
うが賢明だぞ。

それとも、「犯罪人の委
員長」としてメディアで槍玉
にあげられる日々を送りた
いか…

原発を維持しようとして
きた犯罪者たちが築いて
きた巨大なダムは、ここに
決壊した!!

もはや彼らは、安堵して
眠れない。

東京電力本店へのガサ
入れが実施される!!

今後は、内部告発があ
るので、東電も証拠を隠滅
することができない!!

同時に福島県民の怒りは、首相官邸前、代々木公園、国会議事堂前に結集し、大飯原発前で、そして全国で立ち上がった巨大な民衆のデモと共に、爆発したのです↓

みなさんの力で、ここまでできました。

東京新聞

◆中日新聞東京本社
東京都千代田区内幸町二丁目1番4号
〒100-8505 電話 03(6910)2211



エネルギー環境政策に関する意見聴取会で、発言者の意見に賛同し拍手する参加者。1日午後、福島市で

福島怒りの聴取会

東京電力福島第一原発事故で計り知れない打撃を受けた福島県で一日、将来の原発比率をどうするか、県民の意見を政府が聴く会が開かれた。将来0%どころか「すべての原発の即廃炉」を求める声も相次いだ。政府は事故収束宣言や原発再稼働など県民の心を逆なでしてきたため、政府への不信感や怒りの声に染まった。

参加者の声②面

東京新聞 2012年8月2日

「原発即ゼロ」

「収束」「再稼働」政府不信一色

これまでの会は、二〇一〇年の原発比率を0%、15%、20、25%とする三つの選択肢から選び、それぞれに意見を述べる形式だったが、福島ではとても受け入れられないことから、政府は発言希望を募るだけにした。インターネットで発言希望を出した九十五人の中から無作為抽出された三十人全員が一人五分で意見を表明した。聴取会は四時間に及

び、原発比率の議論より、政府の姿勢を疑問視する声が目立った。特に、昨年末の「事故収束宣言」や、関西電力大飯原発3、4号機(福井県おおい町)の再稼働、さらには原子力規制委員会の人事といった一連の政府の対応がやり玉に挙がった。福島県の各地では、

多数の人が避難生活を余儀なくされ、放射能の影響も広く残っている。そんな中で政府が「サイト(原発)内に限っては」と前置きをしようとして、収束宣言を切り捨てと映ったようだった。「政府ではだれも事故の責任を取ってない」「何の根拠があって収束宣言したのか」など次から次へと批判の声が出た。

再稼働問題はほぼ全員が問題視した。「あれだけの事故があったのに、もう再稼働させてしまった。失礼だ」

規制委人事でも「また原子力ムウで固めるつもりなのか」と疑問が出されると、会場から「ふざけるな」の声が一斉に上がった。こうした聴取会が単なるガス抜き、アリバイづくりではないかと、根深い不信感を口にする人も多かった。全国各地に大量に残

——これまでの経過を説明します——

昨年の福島原発事故から4ヶ月後の2011年7月に、ルポライター明石昇二郎氏と私・広瀬隆は、東京地検に、「事故発生責任者」と「被曝強要責任者」を告発する内容の告発状を郵送しました。

その告発状の作成を指導してくださったのが、薬害エイズ訴訟などで先頭に立ってこられた保田行雄(やすだ ゆくお)弁護士でした。

明石さんも本当によくやってくれた。

だがそれからの一年は忍耐の日々でした。

3人で、宝島社からブックレットを出版して、犯罪人を裁くことを訴えてきました。



**福島原発事故の
犯罪を裁く**

東京電力&役人&御用学者の刑事告発と賠償金請求の仕方！

脱原発派&被災者のための法律・訴訟ガイド
クラスアクションII米国流集団訴訟制度の導入を急げ！

あなたにも
告発・提訴できる

原発村の悪！！

▼東電「補償金請求書」の詐欺的手法を暴く！
▼除染・汚泥処理の費用、どう東電に請求する？
▼被曝被害……誰にどう請求すればいい？
▼自主避難で失った資産・経費はどう取り戻す？

広瀬 隆 + 保田行雄 + 明石昇二郎【編著】
(作家) (弁護士) (ルポライター)

宝島社

今年2012年2月6日には、福島県いわき市文化センターで、「東京電力福島原発事故の犯罪を問う実践講座——泣き寝入りしない——告発&告訴で刑事責任を糾す！」と題した学習会を開催してもらい、保田弁護士、明石さんと共に、「今こそ福島県民が裁判を起こそう」と呼びかけ、その場で県民が立ち上がってくれました。

WANTED

福島原発事故の責任をただそう！
誰にどんな非があるのか、明白にしよう！

原発事故を起こし被害を拡大してきた東京電力、原子力委員会、原子力安全委員会、経産省原子力安全・保安院、文部科学省、リスク管理アドバイザー等の責任者を刑事告訴する「福島原発告訴団」が、3月16日発足しました。6月11日の福島地方検察庁への集団告訴に向かって、下記のようにいわき地区説明会を開催いたします。ぜひご参加ください。

記

- 日時 4月28日(金) 18:30～
- 場所 いわき市文化センター 大講義室
〈いわき市平字堂根町1-4 TEL.0246-22-5431〉
- 内容 保田行雄弁護士から「告訴内容及び進め方」の説明を聞く
- 連絡 いわき担当役員/090-2024-7012(ふるかわ)
- 主催 福島原発告訴団
〒963-4316 田村市船引町芦沢字小倉140-1
武藤類子方
事務局 080-5739-7279
- 福島原発告訴団ブログ
<http://kokuso-fukusimagenpatu.blogspot.jp/>

福島原発告訴団

WANTED
Dead or Alive

そうして福島原発告訴団が結成され・・・

6月11日、ついに1324人が集団告訴しました。

朝日新聞 2012年6月12日

「安全対策怠り被曝させた」

福島1324人、東電幹部らを告訴

東京電力福島第一原発の事故で、福島県の住民1324人が11日、東電幹部や

国の関係者ら33人について、業務上過失致死傷などの容疑で告訴・告発状を福島地検に出した。安全対策を怠った結果、住民を被曝させたなどとして、刑事責任追及を求めている。

▼37面「人災、証明する」
告訴・告発状は、事故当時県内に住んでいた子どもから80代までの人が集団で提出した。事故で飛散した放射性物質による被曝を傷

害とらえたほか、避難中に亡くなった人なども被害者に含めている。

告訴・告発の対象は、東電が勝俣恒久会長をはじめ新旧経営陣と安全対策の責任者ら15人。地震や津波の危険が指摘されていたのに安全対策を取らなかったとしている。国などの側は、経済産業省原子力安全・保安院の寺坂信昭前院長や原子力安全委員会の班目春樹委員長、原子力委員会の近藤駿介委員長、文部科学省の幹部ら18人が対象。安全

対策を怠ったほか、避難に関する情報を適切に公表しなかったことで住民の被曝を招いた、などとしている。

「福島原発告訴団」団長の武藤類子さん(58)は記者会見で、「事故の責任を問わずに福島の実の復興はあり得ない」と話した。
今回、菅直人前首相ら政治家は対象に含まれていない。告訴団の弁護士は「法的な責任と政治的な責任を混同されるのを避けるため」と説明している。

ここまでは、難関でした。ところが、首相官邸前デモが日々巨大化し、6月からヘリコプターを飛ばして「国民の怒りを日本全土に伝えよう」との思いから、「正しい報道ヘリの会」を立ち上げたところ、みなさんご承知の通り、今日まで1000万円を超えるカンパが寄せられ、そのうち500万円を福島原発告訴団にカンパできました。

その結果、告訴団は、告訴人を福島県民に限らず、**昨年事故発生時に日本に在住していた人すべて**が参加できるように、全国展開したマンモス訴訟に踏み切り、誰もが参加できることになりました。みなさんのデモ決起行動と莫大なカンパが成し得た、民衆の偉業であります。

そして一昨日、7月31日、保田行雄弁護士、明石昇二郎氏と共に東京地検に説明に行き、「近々、告発状を受理します。それまで公表はお待ちください」との返事をいただきました。

かくて昨日、8月1日、東京地検が受理したことを伝えてきたので、急ぎ夕刻から東京地裁内の司法記者クラブで記者会見に臨みました。その直前、うれしいことに、福島地検も福島原発告訴団の告訴状を受理したとのニュースが入ってきました。

検察が息を合わせての「告発状・告訴状」の受理決定だったのです。

昨日の記者会見で発表した声明文を、ここに公開し、みなさんに共有していただきたいと思います。

福島原発事故責任者に対する 告発状受理に関する声明文

2012年8月1日

告発人・広瀬 隆
明石 昇二郎

私たち告発人のみならず、膨大な数の国民が、この日を待っていました！

2011年3月11日の東日本大震災に伴って発生した東京電力福島第一原子力発電所における一連の爆発事故発生と、それに伴う放射能大量放出による一般市民の大量被曝傷害という「国家規模の重大犯罪」に対して、告発人・明石昇二郎と広瀬隆が提出した告発状を、本日2012年8月1日、東京地方検察庁が受理しました。

毎週金曜日に首相官邸前で原発反対を叫び続け、全国から代々木公園に結集し、国会議事堂を包囲してきた、日本の巨大な民衆の憤怒が、これからはすべての原子力行政と、安全宣伝に奔走してきたあらゆる責任者に向かうことを意味します。公然と、犯罪者は生き延びてきましたが、もはや彼らは安堵して眠りにつくことができなくなったのです。

この告発状受理に引き続いて、本年6月11日に福島県民1324人の福島原発告訴団が、明石・広瀬の二名が告発したのとほぼ同じ犯罪事由を挙げて集団告訴を起こした「福島地検における捜査」が始まります。さらに本年3月5日、東京電力株主42人が、勝俣恒久会長ら現・旧東電歴代経営陣27人に対して、福島第一原発事故による巨額損失をもたらした責任をとって、5兆5000億円を東電に賠償するよう東京地裁に求めた「株主代表訴訟」を起こしていますが、この裁判も幕を切ります。すべてが、いっせいに始まるのです。

この犯罪結果がもたらしている悲劇を考える時、私たちは、これを手放しで喜ぶことはできません。とりわけ放射能被曝に対する感受性の高い、危険な18歳未満の若い年齢層の子供たちは、本年4月1日までに福島県内から県外に避難した数が1万7895人にも達しました。被曝を強いられ、転々と逃げまどってきた数知れない福島県民、および周辺の諸県から首都圏にまでおよぶ放射能汚染の被害者である一般市民・企業の怒りと、その人たちに対する代償の請求は、司法国家であるわが国において、絶対に完遂されなければなりません。被害者の祈りが完全に満たされるまで遂行されなければなりません。さらに、日本全土を汚染した放射能によって、日本列島に住むどれほど多くの人間が苦しめられ、健康不安を抱かされてきたか、その被害は計り知れません。この捜査の開始こそ、その目的を果たす第一歩だったのであります。

その意味において、東京地検の福島原発事故責任者に対する告発状受理は、国民の悲願が果たされる歴史的な起爆剤になるでしょう。

すべての電力会社が、東京電力と同様に、大事故発生の可能性を知らながら対策を放置してきたことは、あらゆる報道事実によって検証されていますので、本捜査が正常に進めば、すべての電力会社の歴代幹部が、同じ罪に問われます。もはや、原子力発電所の再稼働は、あり得ない出来事になったと言っても過言ではありません。

事故直後に福島第一原子力発電所の爆発映像が福島中央テレビで放映され、すべての国民の目がそれをしかと見届けていながら、本日まで、その犯罪行為が司法の手で捜査されず、野放しになってきました。当該事故の発生以来、これらの大量被曝傷害罪は、明白なものであります。これは、国民の目から見て、「ひき逃げ犯」の実名を知りながら、その犯人たちが公然と社会的な活動をしているという、金輪際許しがたい状況でありました。

なぜこの重大事件が本日まで司法によって捜査されなかったかといえ、国会事故調査委員会、政府事故調査委員会などが、事故原因の究明に取り組んでいたため、東京地検としては、2011年7月に上記二名の告発人によって提出された告発状を受け取りながら、事故最大の責任者であり、また当該事故関連の内部資料を所有する東京電力本店に入って、それらの資料を段ボール箱に詰めて持ち出すことが、公的な事故調査の妨げになったからです。

しかし本年7月には、国会事故調査委員会、政府事故調査委員会、いずれの最終報告書も公式に出され、もはや事故調査の妨げになる要因が一切なくなったことによって、ようやく、全国民の目が注がれる捜査に着手されたのです。

ただし、国会、政府の両事故調の報告書も、未解明の部分が多々あります。見解が真っ向から対立しているところもあります。つまり事故調ごとに「見解」が一致していません。事実の究明はまだ道半ばなのです。その理由は、両事故調には「強制捜査権」がなかったためです。

悲劇の再発を防ぐためにも、そして被災者の救済のためにも、「正しい結論」を出さずにうやむやのまま終らせることなど断じてできません。

そして、その「正しい結論」を導き出すことができるのは、検察官の皆さんであり、警察官の皆さんです。

ぜひ、国民の切なる期待に応えて欲しいと思います。

一年以上の歳月は、待つに長すぎました。だが、不幸中の幸いで、この一年間に、新たな報道によって、犯罪事由は一層明白な事実であることが、日々、今日現在も明らかにされつつあります。司法が、東京電力本店から押収する新たな証拠物件によって、これまで秘密にされてきた重大な事実が、国民に共有されなければなりません。そしてそれが、あらゆるメディアを通じて、正しく報道されなければなりません。

私たちは、現在の原子力規制委員会の委員長候補とされている田中俊一に対しても、福島県民の被曝を助長した人物として、その名を本状に追加することを検討しております。この人物が、日本の原子力行政のトップに立つことなど、金輪際あってはならないことだからです。

福島原発事故は、科学的に予見できる事故であったにもかかわらず、それを回避する手段を一切講じなかったという事実から、「未必の故意」に相当する重大犯罪であるのは明白です。しかるに被告発人たちは、「想定できなかった」などという虚言を弄して、その罪から免れようとしてきました。彼らが一様に、原発の運転は安全と言いつつ、危険な発電法を踏襲してきた行為は、人間の生命・生存に対する兇悪な犯罪であると、科学的、医学的に断定されるでしょう。なおかつ、これらの者が権威ある地位・職権を悪用してこれら行為に明け暮れてきた行為は、とりわけ厳しく断罪されるべき性格を持っているため、私たちはこれを刑事事件として刑事告発し、司直の手に委ねることにしました。

東京地検においては、あらゆる法令を駆使し、今後、このように日本国民が被害を受けることが絶対になきよう、法的にも、社会的にも、厳しい制裁を加えることを強く求めます。国民に代って、急ぎ被告発人たちの罪と悪事を白日の下に晒し、法に基づく正義が実行されることを、ここに強く望みます。

以上、すべての方々に、ご報告いたします。

この声明文を、昨日の記者会見で配布しました。

今朝の朝日新聞の解説は、これまで通りメディアが解説してきた「立件に壁」のトーンであり、間違えている。

刑事立件へ高い壁

《解説》「捜査の密行性」を重んじる検察が、告訴・告発の受理を公表したのは異例の対応だ。原発事故の原

因解明と責任追及を求める国民の期待に応えようという姿勢が見える。捜査すること、新しい事実が出て

くる可能性もあるだろう。

とはいえ、刑事立件への壁は高いというのが検察内部の共通した見方だ。東京地検などが受理した容疑の多くは業務上過失致死傷。

①事故を予見し、結果を防げたか②原発事故による被害と断定できるか③責任を特定の個人に負わせられるか——などが焦点になる。

過去の重大事故で国民が注

視する中で乗り出した捜査は、いずれも困難をきわめた。1985年の日航ジャンボ機事故をめぐる捜査では関係者全員を不起訴に。最近では2005年のJR西日本の宝塚線脱線事故で元社長を起訴したものの、神戸地裁が今年1月に無罪判決を出し、検察は控訴を断念した。

こうした「国策」の色彩

が濃い捜査に対し、「処罰を求める国民の感情が強いことと、刑事責任の追及は別だ」という声は根強い。ただ、検察が不起訴処分としても、検察審査会が「起訴すべきだ」と2度の議決をすれば強制的に起訴される仕組みもできた。検察は「民意」も意識しながら捜査を進めることになる。

(小松隆次郎)

なぜこれまで報道記者が、「立件はむずかしい」と考えてきたかといえ、医学的な論拠を知らないからである。

そこで昨日、記者の一人に私は説明した。

「放射能被曝の症状は、即座には発症しない。発症するほどの急性障害であれば、大変な被曝量である。

しかし放射能障害が起こるという事実は、医学的に明らかである。今回の場合、おそらく三年もたたずに、悲しい被害は大量に出始める。つまり放射能障害・放射線障害を与えた犯罪は、いま発症しているかどうか、現在の症状の有無にあるのではない。放射能で被曝させたことが、医学的にはすでに重大な犯罪である。膨大な数の人々を被曝させたことは国民周知の事実であるから、立件がむずかしいなどという論調で記事を書くこと自体が、原子力推進者と同じ犯罪なのである。これは、純粹に医学的な問題である」と。

この記事は、正しく伝えている。

2012年(平成24年)8月2日

原発被災者「解明を」

告訴受理 厳正な捜査を期待

東京電力福島第一原発の事故から1年5カ月。検察が業務上過失致死傷など様々な容疑で捜査に乗り出すことになった。告訴・告発した人たちは事実の解明に期待する。▼1面参照
福島地検へ今年6月に告

訴したのは、福島県内の子どもからお年寄りまで1300人を超える住民だ。「正式に受理されたことはうれしい」。告訴団の团长、武藤類子さん(58)はそう語った。「これだけの被害が出ているのにだれも責

任を取っていないことが問題で、これでは事故の原因解明も進まない。厳正な捜査を期待する」

事故後の避難の途中に亡くなった人や、「原発さえなければ」と言い残して自殺した人についても、業務上過失致死の容疑で告訴内容に加えた。告訴した住民の弁護士は「国民に大きな損害を与え、不幸のどん底に突き落とした責任者の刑事責任を追及することこそ、被害者とともに泣き、巨悪を逃さない検察の面目だ」と話した。
一方、東京地検に告発し

■業務上過失致死傷以外の容疑の告訴・告発 (※①対象②内容)

原子炉等規制法違反容疑
①東電、政府、原子力安全・保安院、原子力安全委の6人 ②大震災により核燃料物質が発生したり原子炉災害が起きたりする危険が生じたのに、すぐに必要な応急措置をしなかった
公害犯罪処罰法違反容疑
①東電の15人と、法人としての東電 ②福島第一原発から大量の放射性物質を排出させたことで、避難中の入院患者らを死亡させたほか、建屋の水素爆発で作業員にけがを負わせ、住民を被曝(ひばく)させた
業務上過失激発物破裂容疑
①東電の15人、政府の18人 ②重大事故を未然に防ぐなどの業務上の注意義務を怠り、福島第一原発1号機、3号機、4号機の建屋で、水素ガスを爆発させ

た作家の広瀬隆さんとルポライター明石昇二郎さんらは、東京都内で記者会見を開いた。「今回の事故が人間の生命・生存に対する犯罪であるのは明白だ。未解明の部分を強制捜査権で究明してほしい」と訴えた。

東電幹部や政府関係者らが地震・津波対策を怠って住民に被曝させたうえ、病院からの避難の際に患者を死亡させた――。そう主張する告発状を出したのは昨年7月。広瀬さんは「これまで何の捜査もされていない

ことを国民はおかしいと思っている。あらゆる手段を尽くしてほしい」。明石さんは「刑事責任が問われることで、民事上の被害者救済にも良い影響があると思う」と語った。

(本田雅和、根岸拓朗)

かくして、地検が告発状・告訴状を受理した動きは、首相官邸前の抗議行動、代々木公園の大集会、国会包囲キャンドル・ナイト、国会事故調査委員会、日本の民衆すべての大運動が結実したものです。

今日から、新たな行動を起こして原子力規制委員会をこなごなに粉碎しよう!!

おい、それでもNHKのニュース
ウォッチ9は、一切このニュースを
流さずに、オリンピック騒ぎだけだ
ぜ。「首都圏反原発連合有志」の
みなさん、今度は一度、渋谷のNH
K本部を包囲しないかい。

あいつらをつるし上げようぜ。

みんな、「そうだ、それをやりた
い」と言ってるんだ。

原子力規制委員会委員長候補の田中俊一は、原子力委員会委員長代理(常勤)をつとめたのが、2007年1月～2009年です。東京地検宛てに、彼を津波被害想定を怠った被告発人として追加します。これを大きなニュースにしましょう。ネットのニュースで流せば、みな激怒します。急ぎます。

段ボール箱を持って
捜査官たちが
東電本店に入る日。
その映像が見られること
を心待ちにしている。

今週金曜日
8月3日の
首相官邸前デモは
トテツモナイ騒動
になるぞ!!